

## 市バスの運行ミス等防止対策検討会開催要項

### (趣旨)

第1条 道路交通法等の法令違反・運行ミスを防止するためのより効果的な対策のあり方について意見聴取するため、市バスの運行ミス等防止対策検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

### (構成)

第2条 検討会の構成員は、学識経験並びにバス事業等の分野に関して優れた知識及び経験を有する者のうちから交通局長が依頼する者により構成する。

### (座長及び副座長)

第3条 検討会の座長は構成員の互選により、副座長は構成員のうちから座長が指名して定める。

2 座長は、検討会の議事を進行する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

### (関係職員の出席)

第4条 座長は、検討会に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第5条 原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、検討会に諮って、非公開とすることができる。

### (謝金)

第6条 構成員に対する謝金は、会議への出席1回につき日額12,600円とする。また、検討会の出席に係る旅費として、名古屋市の規定に基づき、実費相当額を支給する。

### (庶務)

第7条 検討会の庶務は、交通局営業本部自動車部管理課において処理する。

### (その他)

第8条 前各条に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、交通局長が定めるものとする。

**附 則**

この要項は、平成26年9月17日から施行する。

**附 則**

この要項は、平成27年8月1日から施行する。